

大和市告示第69号

大和市介護保険給付の制限に関する取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市介護保険給付の制限に関する取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市介護保険給付の制限に関する取扱要綱（平成21年大和市告示第111号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条第1項第1号」を「第12条第1項第1号」に改める。

第8条各号列記以外の部分中「について」の次に「の」を加え、同条第7号中「第12条第1項」を「第11条第1項」に、「第13条」を「第12条」に改める。

第9条第3項中「第100条第4号」を「第100条第3号又は第4号」に、「当該支給又は」を「当該被保護者となった日又は当該支給若しくは」に改める。

第15条の見出しを「（給付の一時差止の終了）」に改める。

第17条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、当該被保険者が省令第100条第3号又は第4号の規定に該当することとなった場合には、当該被保護者となった日又は当該支給若しくは給付を受けることができることとなった日の属する月の前月の末日を終了日とし、処分決定日から給付の一時差止の開始日の属する月までに当該被保険者が同条第3号の規定に該当することとなった場合には給付の一時差止の開始日を終了日とする。

第33条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、当該被保険者が省令第113条第3号の規定に該当することとなった場合には、当該被保護者となった日の属する月の前月の末日を終了日とし、処分決定日から給付額減額等の開始日の属する月までに当該被保険者が同号の規定に該当することとなった場合には給付額減額等の開始日を終了日とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。